

現行	改定案
<p data-bbox="124 271 555 300">Web 利用明細サービス利用特約</p> <p data-bbox="124 365 647 394">第 3 条 (利用明細照会の登録と通知方法)</p> <p data-bbox="124 416 804 730">1. 会員は、当社が指定するウェブサイトで 10 日から翌月 9 日までに所定の方法で利用明細照会を登録することにより、翌月 16 日以降に当該ウェブサイトへ更新 (作成) される電子化された利用明細書の情報にアクセスし、閲覧、内容の確認、利用明細書データを会員のパソコン等に PDF 等当社所定の方法でダウンロードすることとします。 (追加)</p> <p data-bbox="124 842 804 1021">2. 利用明細照会を利用する会員は、通信上のトラブル、インターネット環境などにより、利用明細の照会ができない場合があることをあらかじめ承認するものとします。</p> <p data-bbox="124 1043 804 1111">3. 会員の利用明細照会利用期間中は、当社から会員への利用明細書の郵送は停止するものとします。</p> <p data-bbox="124 1178 507 1207">第 4 条 (電子メールアドレス)</p> <p data-bbox="124 1229 804 1408">1. 利用明細照会を利用する電子メールのアドレスは、パソコン (スマートフォンを含む) 用電子メールのアドレスとし、携帯電話用電子メールのアドレスは利用明細照会に利用できないこととします。</p> <p data-bbox="124 1431 804 1543">2. 会員は、電子メールのアドレス変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更をおこなうものとします。</p> <p data-bbox="124 1610 225 1639">(追加)</p> <p data-bbox="124 1946 620 1975">第 5 条 (利用明細照会の解約・中止等)</p>	<p data-bbox="826 271 1257 300">Web 利用明細サービス利用特約</p> <p data-bbox="826 365 1350 394">第 3 条 (利用明細照会の登録と通知方法)</p> <p data-bbox="826 416 1506 819">1. 会員は、当社が指定するウェブサイトで 10 日から翌月 9 日までに所定の方法で利用明細照会を登録することにより、翌月 16 日以降に当該ウェブサイトへ更新 (作成) される電子化された利用明細書の情報にアクセスし、閲覧、内容の確認、利用明細書データを会員のパソコン等に PDF 等当社所定の方法でダウンロードすることとします。 なお、当社は利用明細書を更新 (作成) した場合、あらかじめ登録された会員の電子メールアドレスへ通知します。</p> <p data-bbox="826 842 1506 1021">2. 利用明細照会を利用する会員は、通信上のトラブル、インターネット環境などにより、利用明細の照会ができない場合があることをあらかじめ承認するものとします。</p> <p data-bbox="826 1043 1506 1111">3. 会員の利用明細照会利用期間中は、当社から会員への利用明細書の郵送は停止するものとします。</p> <p data-bbox="826 1178 1209 1207">第 4 条 (電子メールアドレス)</p> <p data-bbox="826 1229 1506 1408">1. 利用明細照会を利用する電子メールのアドレスは、パソコン (スマートフォンを含む) 用電子メールのアドレスとし、携帯電話用電子メールのアドレスは利用明細照会に利用できないこととします。</p> <p data-bbox="826 1431 1506 1543">2. 会員は、電子メールのアドレス変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更をおこなうものとします。</p> <p data-bbox="826 1610 1267 1639">第 5 条 (郵送による通知への変更)</p> <p data-bbox="826 1662 1506 1886">会員は、利用明細書について、当社所定の方法で申し出るにより、いつでも、電磁的方法による提供から郵送により通知する方法に変更することができます。 なお、この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。</p> <p data-bbox="826 1946 1238 1975">第 6 条 (利用明細照会の中止等)</p>

1. 会員が利用明細照会の解約を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。

2. 利用明細書の更新（作成）を通知する電子メールが不着と認識されたときは、当該利用明細書に係る明細サービスは中止されます。

3. 当社は、会員について、以下にいずれかの事由が発生した場合、会員の承諾を得ることなく利用明細照会の提供を終了します。なお、この場合、当社は当該会員に対し終了通知は行いません。（追加）

（1）会員が解約等により資格を喪失した場合

（2）当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になった場合

（3）当社が不相当と判断した場合

4. 本条により利用明細照会が、中止・解約等された場合、当社は利用明細書を会員宛に郵送します。ただし、中止・解約等の事由が毎月10日から16日の間に発生したときは、利用明細書の郵送が遅れることがあることをあらかじめ承認するものとします。

第6条（本特約の変更）

本特約を変更する場合は、東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。

2021年8月30日

1. 会員が利用明細照会の解約を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとし、以降のご利用明細書は郵送で送付するものとします。

2. 利用明細書の更新（作成）を通知する電子メールが不着と認識されたときは、当該利用明細書に係る明細サービスは中止されます。

3. 当社は、会員について、以下にいずれかの事由が発生した場合、会員の承諾を得ることなく利用明細照会の提供を終了します。なお、この場合、当社は当該会員に対し終了通知は行いません。ただし、（1）の場合、当社が利用を認めた期間に限り、引き続き、利用できるものとします。

（1）会員が解約等により資格を喪失した場合

（2）当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になった場合

（3）当社が不相当と判断した場合

4. 本条により利用明細照会が、中止・解約等された場合、当社は利用明細書を会員宛に郵送します。ただし、中止・解約等の事由が毎月10日から16日の間に発生したときは、利用明細書の郵送が遅れることがあることをあらかじめ承認するものとします。

第7条（本特約の変更）

本特約を変更する場合は、東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。

2022年4月1日